（整備規程の認定の申請等）

第二十三条の十五　法第十四条の二第一項の規定により、整備規程の設定の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した整備規程設定認定申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　設定しようとする整備規程

2　法第十四条の二第三項の規定により、整備規程の変更の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した整備規程変更認定申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　変更しようとする整備規程（新旧の対照を明示すること。）

三　変更を必要とする理由

3　法第十四条の二第三項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一　機体並びに装備品、部品及び救急用具（以下この節及び第七章第一節において「装備品等」という。）の製造者等の作成する整備に関する技術的資料に準拠した変更

二　整備に関する職務を実施する組織の名称の変更であつて、その職務の範囲及び内容の変更を伴わないもの

三　前二号に掲げるもののほか、航空機の運航の安全に影響を及ぼすおそれの少ないものとして国土交通大臣が認める事項の変更

4　法第十四条の二第五項の規定により整備規程の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した整備規程変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　変更した事項（新旧の対照を明示すること。）

三　実施日

（耐空証明書等の提出等）

第二十三条の十六　航空機の使用者は、法第十四条の三第二項の規定により当該航空機の耐空証明の効力が停止されたときは、直ちに、当該航空機の耐空証明書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　（略）

（航空の用に供してはならない航空機）

第二十三条の十七　（略）

（使用者の整備及び改造の義務）

第二十三条の十八　法第十六条の規定により航空機を法第十条第四項の基準に適合するように維持しなければならない者は、次の各号に掲げる航空機について、それぞれ当該各号に定める措置を講ずることとする。

一　航空運送事業の用に供する航空機　法第百四条第一項の認可を受けた整備規程により整備をし、及び必要に応じ改造をすること

二　法第十四条の二第一項の認定を受けた整備規程（同条第三項の変更の認定又は同条第五項の規定による届出があつたときは、その変更後のもの）により整備をする航空機　当該整備規程により整備をし、及び必要に応じ改造をすること

三　前二号に掲げる航空機以外の航空機　次に定めるところにより行うこと

イ　機体及び装備品等の製造者等の作成する整備に関する技術的資料に準拠して適切な日常整備、定時整備又はオーバーホールを実施すること

（新設）

（耐空証明書等の提出等）

第二十三条の十一　航空機の使用者は、法第十四条の二第二項の規定により当該航空機の耐空証明の効力が停止されたときは、直ちに、当該航空機の耐空証明書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　（略）

（航空の用に供してはならない航空機）

第二十三条の十二　（略）

（新設）